

省内事業仕分け・行政刷新会議
WGにおける仕分け結果
(特別民間法人)

厚生労働省省内事業仕分け（社会保険診療報酬支払基金）

仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（療養の給付等に係る審査・支払業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
5人	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 健保が赤字で苦しんでいるなかで、業務コスト870億円の大規模な削減が必要である。前さばきのアウトソーシング、レセプト電子化に伴う人件費の削減など、いろいろな方法を取り入れて欲しい。
- ・ 将来的には、民間の支払審査機関に当該業務を譲渡または委託し、法人の廃止を考えたほうが良い。（3～5年後）

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 法人として、改革案の効果等の説明責任を果たすべき。
- ・ 業務の効率化やコスト削減による効果等をもっと説明すべき。
- ・ 行政改革は民営化ではないと考えるが、競争導入原理が働く体制を整備すべき。競争環境において自助努力ができるようなガバナンスができる体制作りと審判機能のような不文律の部分を分けて議論すべき。
- ・ 標準化を含めてIT化を進めることが必要。
- ・ オンライン化に伴うコスト削減、人件費削減による直接的効果と審査の質の向上、簡素化・合理化効果、両方の効果をあげていく努力を含め、オンライン化の総合的な効果を厚労省として検討すべきではないか。具体的なコスト削減効果としてフィードバックすべき。
- ・ オンライン化の効果を上げるために具体的に厚労省としてどのように取り組むかということも必要。
- ・ 保険者が顧客。審査も保険者よりにスタンスをおくべきでは。審査委員会は医者などで構成されているが、保険者の立場で議論すべき。
- ・ 電子レセプト等によるIT化により事務の効率化とスリム化を達成してもらいたい。

同時に査定率と連動して手数料を引き下げるべき。

- ・ 審査能力・査定率の一層のレベルアップを達成すべき。
- ・ レセプトのオンライン化を推進するとともに、審査委員会を20支部に縮小し情報の共有を図り査定率の地域差異を解消する対策を緊急に実施すべき。
- ・ 査定額とコストのアンバランスから見てレセプトすべてを審査しているのは不合理。
- ・ レセプト件数から判断して高い点数・判定の難しいレセプトを審査すれば良いので低コストレセプトなどはオンライン化でより手数料を引き下げ一件当たり70円程度とすべき。

【改革案が妥当】

- ・ オンライン化による人の削減が行われるのであれば、良いと思う。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 5人	1人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
	3人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 1人	—	

<具体的な意見>

【①廃止】

- 将来的には、民間の支払審査機関に当該業務を譲渡または委託し、法人の廃止を考えたほうが良い。(3～5年後) ※再掲

【②他独法との統合・移管】

- 被保険者、患者の目線という点、基金と国保連の統合についても、改めて検討すべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- 業務効率化のためのシステム投資をゼロベースで再度検討すべき。
- 審査・支払業務は誰かがやらなければならないので、もっとダイナミックに動くべき。ただし、巨大化する必要はまったくない。
- 韓国の HIRA (すべての審査・支払の一本化、国民医療費の推計が2日でできる) を目指してほしい。
- 日常的に情報が収集できる組織が、政策提案できる。そこに集まる統計が公開され、いろんな人が参加し、政策提案できるようになってほしい。
- 点数表の電子化を国家として進めてほしい。
- 一部の業務を民間に委ねることも可能。
- 患者・消費者に対するレセプトの透明性は厚労省の指導で徐々に図られているが基金の組織運営上で顧客である保険者にスタンスを置く公平・公正な対策はどうなっているのか。利害が錯綜する問題はあるが基金は保険者に対してはサービス機関であることを改めて認識してほしい。よって、保険者による直接審査を拡充し基金の関与を削減すべきである。
- 60歳予年に亘る社保レセプト取扱い独占事業で組織と運営に親方日の丸的な体質が出来上がっている。これを打破しなければ、基金の存続も危うい。
- ラスパイレス指数が高すぎる。
- 常勤役員の国家公務員出身者比率が高すぎる。
- 組織運営上の改革実施が履行されたかどうか平成25年度までの達成率を勘案し妥当な実績が認められない場合、基金はレセプト分類と支払業務のみを行い、審査は健保組合に委託する大胆な改革も必要ではないか。
- 改革にはタイムリミットを設定し達成を迫らないと掛け声倒れになる。

厚生労働省省内事業仕分け（特別民間法人中央労働災害防止協会）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（技術指導・援助、教育研修等）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 必要性・効果の検証がなされていない。効果が不明な事業に公費投入はいかがか

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 研修内容を民間と差別化していると言うが、あまりわからない。この事業内容ならば、民間へ移管できる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 中災防が果たした労災件数、保険財政に対する効果測定をすべき。
- ・ 国費投入する以上、活動の効果について検証が必要

1-② 事務・事業（労働者の健康保持増進等（委託事業））

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 事業者に委ねるべき

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 現場に近づいた形の活動が重要。現場に近い自治体との連携を行うべき。補助事業の社会貢献についての評価を。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 補助金の削減を検討すべき。
- ・ 中災防が果たした労災件数、保険財政に対する効果測定をすべき。
- ・ 事業主の責務（負担）で実施すべき内容も含まれていると考えられる。また、所期の目的は達成されたとと思われることから、公費投入割合など見直す必要がある。

1-③ 事務・事業（化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験（委託事業））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 筋が異なる。違和感を覚える。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 事業の必要性は理解するが、効率化を。
- ・ バイオアッセイ研究所については、中災防でやるべきか、安衛研に委託可能かを検討すべき。
- ・ 委託先、金額を見直す必要がある。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
	5人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 人員・組織の見直しは必要である。役員、職員のさらなる削減について検討を。
- ・ 時代が変わっている中で、この組織がどうあるべきか根本的な検討が必要。焦点を絞って選択と集中の徹底を
- ・ 人件費の実態把握が不十分。現役出向含め、公務員出身者を削減すべき。
- ・ 目的である「労働災害の防止に寄与」について具体的検証が必要である。特に労災特会への財政的寄与については数字で効果を説明いただくべきと考える。これによって、人件費の評価や、ガバナンスのチェックができるようになる。
- ・ 人件費補助ありきの人員・組織となっていないか。
- ・ 非常勤役員のさらなる大幅な削減を。
- ・ 補助金の不適正使用があるなど、透明性に疑問。ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を。

厚生労働省省内事業仕分け（特別民間法人建設業労働災害防止協会）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（専門家による技術的指導、安全衛生教育の実施等の労働災害防止活動）

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 各企業の責務（負担）で実施すべきと考える。補助金は廃止。
- ・ 基本的な役割を終えた。業界の過剰業者数を考えると、ここに補助金を出さず、業界再編を進めるべきでは。また、中災防に統合統一できる。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 活動内容が支部主体である。民間への譲渡又は委託で実施する方向で検討すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 効果の測定を行い、より効率的な業務運営を行うよう、検討すべきである。
- ・ 補助金を廃止すべき。施策が必要な理由が「下請いじめ」があるからでは理由にならない。大元の原因である業界体質の改善を行政と業界が進めるべき。

1-② 事務・事業（重層下請構造、墜落災害の防止に着目した労働災害防止対策事業（委託事業））

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 業界が自主的に取り組まれてはどうか。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 事業内容の効率を高めて精査して、自治体への移管が可能だと思う。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 所期の目的は達成されたと考えられる。3年後に委託費を“0”とするなど、期限を定めて廃止へ向けて見直すべき。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	1人	①廃止
	3人	②他独法との統合・移管
6人	2人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 業界の思いはわかるが、感情的な部分、情緒的な部分での議論はやめるべき。中災防を含め、日本全体で労働災害の防止について集約すべき。その中で、この法人は廃止すべき。一切国費を入れないなら、自立団体として活動すればよい。

【②他独法との統合・移管】

- ・ 中央労働災害防止協会への統合で間接費用を圧縮する。
- ・ 中災防への事務の一部移管、支部の統合等を検討すべき。また、公務員OBの削減ペースを早めるべき。
- ・ 業界の思いはわかるが、それと効率性は別。今の形が必要なのか。本部は中央労働災害防止協会との統合についても検討すべきではないか。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 公務員OBの削減をさらに推進すべき
- ・ 民間型の部分と、公務員型の部分が混在しているが、基本的に業界負担でやるべきで、補助金は廃止すべき。ただ、厚労省がガバナンスを効かせるべきか否かについては検討が必要と考えられる。
- ・ 常勤職員が少ない各支部のガバナンスは、業界団体と一体化していないか。支部への国費投入は見直すべき。
- ・ 昭和39年当時は、安全性の確保が国として重要な課題であった。今は建設業界も成熟しており、どちらかというと、業界の問題となっている。自主拠出で対策を取るべきであり、それが業界の自己責任であり、社会貢献だと思う。

厚生労働省省内事業仕分け（特別民間法人中央職業能力開発協会）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（技能検定事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
3人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	3人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 現在も業界団体等が「指定試験機関」として実施している。当法人の技能検定も業界団体の施設等を借用して実施しているのであるから、各業界団体に委託すべきではないか。そのうえで、補助金等を支給した方が国民経済的に効率的と考える。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 科目数の見直し等、適切な配分になるよう各関係機関と連携の上調整お願いする。
- ・ 産業構造の変化、サービス化、ソフト化、国際化に沿った見直しが求められる。

1-② 事務・事業（ものづくり立国の推進事業等（委託事業））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
3人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	3人	—

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 海外の ODA の観点から、国のトータルなデザインの中で戦略的な対応を行う必要がある。日本としてのスタンダード作りのためにも重要なものとする。
- ・ 技術評価システムは、ODA の中で行っているが、他省庁とのバッティングがないかさらに精査すべき。

【改革案が妥当】

- ・ 技能評価システム移転促進事業については、現在の事業のより一層の拡充を図るとともに、他の発展途上国への移転も積極的に検討すべきであるとする。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 4人	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 2人	4人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
	—	

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ ガバナンスのあり方を精査すべきだと思う。組織全体のコントロールシステムが不明確のように思う。また都道府県協会との関係が間接的であるため、現状が不十分になっているのではないか。
- ・ 中央と地方を含めた全体的かつ抜本的なガバナンスが必要である。
- ・ システム管理費のさらなるコストダウンを追求すべき。
※草間仕分け人より、その他として「人的技術移転策として、ホームヘルパー3級程度(介護職)のメニューも考えられるのではないか。制度設計の問題」との記載あり。
- ・ 情報公開が不十分。また、上部団体として都道府県協会を「指導・育成」する役割も十分果たせているとは思えない。

厚生労働省省内事業仕分け（企業年金連合会）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（年金通算事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
1人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	5人	—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

「未請求者対策」に具体性がなく、改革案としては不十分。

【改革案が妥当】

運用に対する中長期的な観点からの健全化に関する体制作り、ガバナンスについてはより高度化を望みたい。

1-② 事務・事業（受託事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	4人	—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

・ 未払いに対するインフラ作りについて、公的な年金システムも含めたトータルなデザインの策定が必要になる。

【改革案が妥当】

2 組織・運営体制

改革案では不十分 3人	0人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 3人	2人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
		—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 主力業務である「短期中途脱退者の年金」と「解散基金の年金」は、適用業務を除き、日本年金機構とほとんど同じ業務。職員、システムなどは日本年金機構でほとんど吸収可能。国へ業務を移管し、一本化することによって、国民経済的にも効果は大きい。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 余剰資産を再考する必要あり。
- ・ 福祉施設等は整理し、本業に集中すべき。

【改革案が妥当】

- ・ 確定拠出年金、IFRSなども含めた全体的な精査活動が必要になる。

厚生労働省省内事業仕分け（全国健康保険協会）
仕分け人（6名）の評決結果

して、長期的な視点で継続可能な運営を目指してほしい。そのために、質の高い保険者機能を提供していくべきだ。外部からは、協会化したメリットがまだ見えない。運営委員会や評議会での議論された内容が、運営現場で生かされているのか、検証願う。

1-① 事務・事業（保険給付（保険者機能））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 医療保険の一元化を行い、保険者は自治体とする。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ システム開発は外注でなく自前でやらないと効率化しない。協会が発足して1年以上経つのにこれからシステム開発をする人材を育成するなど、システム開発への取組が遅れていて、効率的運営への問題意識も低い。また、サービス向上への意識が低い（保険証発行が遅れている点を「日本年金機構からデータが送られてきたものを処理しているだけ」との発言は問題）。
- ・ 支払基金等との連携を含めた効率的・効果的な取組が求められる。また、システム開発が遅れている。そのほか、保険料を減らすためのインセンティブをつけるべきではないか。
- ・ 審査支払事務（支払基金）と点検業務の一本化を検討する必要がある。協会ですべてを行う場合に必要な投資額、全てを委託した場合の費用軽減額を明らかにし、比較検討すべき。
- ・ 現改革案では費用削減が不十分であり、さらなる改革が必要。支払基金と仕事のオーバーラップもあり、電子化とも絡めて大幅な効率アップをすべき。また、定型業務のアウトソーシングも検討し、費用の圧縮もすべき（赤字が4,500億円ある民間企業なら当たり前に取り組む内容である）。

【改革案が妥当】

- ・ 世界一の超高齢社会となるわが国において今後ますます増えていくであろう医療費に対応すべく、健康保険協会は、中小企業を主対象とした公的医療保険を担う保険者と

1-② 事務・事業（健診等の保健事業）

改革案では不十分	0人	①・業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	5人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【④・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・保健業務は医療費削減にどれだけ寄与するかを試算する必要がある。死亡率減少効果や医療費削減効果が明らかに見込めるものを対象として、健診の実施は民間に委託する。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・保険者機能が十分果たせていない。
- ・科学的根拠を示し、健診の重要性を説く必要がある（健診の重要性とその効果の説明が出来ずにインセンティブをもって高い効率性を上げることができない）。
- ・健診受診率・保健指導率だけに目が向きがちであるが、保健指導は被保険者と接触する機会であり、被保険者が国民としての義務を果たしていこうとする意識啓発を図るべきである。
- ・健診受診率が目標に対してはるかに低く、施策の有効性に疑問がある。健保連などを参考にしながら、受診率のアップに努めることが必要。健診受診率に対して病気発見率や医療費などの相関をきちんと把握し、費用対効果を明らかにすることが必要。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	3人	②他独法との統合・移管
5人	2人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・大数の法則を生かすためにも、協会けんぽと組合健保を統合し、より効率的・効果的な運営を行うべきである。
- ・都道府県単位に分割し、将来は都道府県が直接担当する。
- ・（社会保険庁が、協会けんぽと日本年金機構に分かれたことで）年金窓口と医療保険窓口が2つに分かれて、年金窓口は込んでいても協会けんぽの窓口は空いていたりなど、かえって効率化になっていない面もある。国民への窓口としては、年金機構と調整のうえ何らかの形で両組織による一体的運営を図るべき。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・改革案そのものが示されているとは言えない。早急に改革案を示すべきではないか。
- ・企画部門の490人は総人員の23%と極めて多く適正とは思えない。本当に必要な業務に絞って効果・効率の高い運営とすることが必要。また、レセプト審査の業務フロー改善による、要因の見直しが必要である。

【改革案が妥当】

- ・都道府県単位の保険者の統合再編を視野に入れると、規模・対象から見て、その存在が今後注目されるようになる。協会の組織については、我が国の医療保険制度を担うという役割も意識し、強化を図るべき。

